

組合員の声が会社を動かした Vワーク制度の見直し...サービス残業根絶へ一歩

法に基づかないVワーク制度(ニセ裁量労働)はサービス残業の温床になっており、多くの職場からその改善を求める声が出ていました。私たちは、その廃止あるいは運用の改善を求めて労働組合や労働基準監督署等に要請してきました。

その結果昨年12月下旬に開かれた第21回ワークシステム検討委員会で、今年4月より大きく見直しを行う提案が会社からありました。

見直しをされる大きなポイントは

1) Vワーク手当(現行: 53,000円/月 定額)に時間管理を導入

給与明細の早出残業欄に「当月所定日数×1h」を記載...これにより、20時間程度がVワーク手当で分となり、これを超える残業は超過分として、カウントし申請できるようになる。

2) 超過申請承認レベルを「事業部長」から「部長」に変更。

Vシートに「超過申請の有無」欄を設置。毎月、本人と上司が確認を行う

...これにより、Vワーク手当を超えた残業を行った場合の事後申請が可能(労働省に未払い残業に対する指導強化を迫る電機懇要請団)になる。

3) 平日深夜手当が支給される

Vシートに「平日深夜」欄が設置され、今まで支給されていなかった、平日深夜手当が支給されるようになるなどの改善提案がされました。



私たちは、サービス残業を根絶するための行動として、 各労組支部への申入れ、電機労働者懇談会の電機連合や労働省要請行動に取り組んできました

私たちはこの間、各地の労働組合への申し入れ(労組三田、玉川、府中支部)や労働基準監督署への改善申し入れを行ってきました。

昨年11月にはNECの職場実態として、下記の問題点を労働省に申し入れました。

会社は従業員の健康管理の義務があるのに、従業員の勤務時間管理を行っていない

特に玉川、府中事業場では現在TME Sという従業員の出勤時間の記録制度があるのに、Vワーク適用者はそこから外している

平日深夜10時以降の深夜手当が出ないのは、明らかに労働基準法違反

Vワーク53,000円/月は現場の残業実態からいって根拠がない

Vワークはサービス残業の温床、廃止を目指しつつ更なる改善を

職場の声が会社を動かした

Vワーク見直し

サービス残業根絶へ第一歩



今回の改善提案でも、労働者の中にVワーク適用非適用の差別や、公平性を欠く恣意的な評価が行われること、労働者間の競争激化でストレスの増大、健康破壊、職場のモラルの低下が起きることなどの欠陥がVワーク制度にはあります。

私たちはVワーク制度の廃止を目指しつつ、下記のような改善を求めます。

・すべての職場で事後の超過申請を実施できるように保障する

超過申請を出したことによる、昇格や賞与に格差を付けない

会社はVワーク導入時にさかのぼり、Vワーク適用者に対し、20時間/月を超える残業分と深夜勤務手当を支払う

労働者の健康を守り、超過残業分をきっちり請求できるように、玉川・府中ではVワーク適用者のTME Sを復活する

働いた時間の賃金はしっかり支払う社風(以前のNECはそうでした)を取り戻し、人手不足の分は従業員を増やすなどの、NECを当たり前のことができる会社にしていきましょう。